

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
愛知県幸田町	1	土地利用の規制の柔軟な運用	耕作放棄地を含む農業振興地域における防災・減災・免災まちづくりを土地利用規制の柔軟な運用により地区計画制度等を活用して地方創生による産官学金連携事業を行う。	防災モールを中心とする防災・減災・免災スーパーシティの実現により、定住型の人口集約都市づくりから地方創生の交流・関係人口を踏まえた産官学金連携都市づくりで三河のものづくりを支える。	①防災スーパーシティ実現に際し、都市計画運用指針における市街地形成のための人口密度基準及び市街化調整区域内地区計画の面積規模の制限 ②農業振興地域農用地除外に際し、都市計画運用指針における市街地形成のための人口密度基準及び市街化調整区域内地区計画の面積規模の制限、地域再生土地利用計画の特例は中山間地域等に限定	【①について】 都市計画法（第7条・第12条の5・第34条10項） 都市計画運用指針 都市計画における農林漁業との調整措置 【②について】 農振整備法（第13条）農地法（第5条） 都市計画運用指針 都市計画における農林漁業との調整措置 地域再生法（第17条の17）	①市街地形成における「人口密度基準60人/ha」を基にする人口フレーム方式以外の試行的適用要件の明確化市街化調整区域内地区計画の面積規模における防災・減災・免災のため広範囲とならざるをえず20haを超えるものへの柔軟な運用 ②市街地形成における「人口密度基準60人/ha」を基にする人口フレーム方式以外の試行的適用要件の明確化一団の農用地10ha以上の集団農地（耕作放棄地含む）の取り扱いにおける市街化調整区域内地区計画の実現のための柔軟な運用 地域再生土地利用計画作成ガイドラインにおける中山間地域等の柔軟な運用	国土交通省 農林水産省	都市計画は、都市計画法第2条において、「都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、（中略）定めるものとする。」とされています。区域区分については、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために広域的な観点から都道府県が定めるもので、都市計画法第13条第1項第2号より、「区域区分は、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口及び産業の将来の見通し等を勘案して、（中略）定めること」とされており、都市計画運用指針においても、「市街化区域の設定は、（中略）人口を最も重要な市街地規模の算定根拠としつつ、これに世帯数や産業活動の将来の見通しを加え、市街地として必要と見込まれる面積をそのまま即地的に割り付ける方式（いわゆる人口フレーム方式）を基本とすべきである。」としており、都道府県が適正な将来人口密度を想定して地域の実情に即しつつ設定することが望ましいとしています。なお、同指針においては「都市計画区域の人口及び産業の将来の見通し、市街地における土地利用の現状及び将来の見通し等を総合的に勘案して、都市的土地利用への転換の適否を明らかにする方法が可能であれば、試行的に検討していくことも考えられる。」と都道府県による人口フレーム方式以外の方法による市街化区域の設定も想定されることを既に周知しているところです。幸田町を含む西三河都市計画区域における区域区分については、都市計画決定権者である愛知県において適切に判断することになっており、愛知県と十分に協議して頂くことが必要と考えております。 なお、同指針において「住宅用地の人口密度については、土地利用密度の低い地域であっても1ha当たり60人以上とすることを基本とすることが望ましい。」としておりますが、地域の実態に応じた住宅用地の将来人口密度の取扱いについても記載しております。 市街化調整区域における地区計画については、法令による特段の面積要件は定めておりません。また、「一団の農用地10ha以上の集団農地（耕作放棄地含む）の取り扱いにおける市街化調整区域内地区計画の実現のための柔軟な運用」が何を指しているのかが不明ですが、都市計画運用指針では、市街化調整区域における地区計画の区域には「農地法による農地転用が許可されないと見込まれる農用地」等を含めるべきではないとしております。なお、「市町村の都市計画部局は、地区計画を定める場合には、（中略）農林水産担当部局（中略）と調整することが望ましい」旨、記載もしておりますので、具体的な農地の取り扱いについては農林水産担当部局と十分に調整をして頂くことが必要と考えております。
愛知県幸田町	2	防災モール内へのコンテナハウス等宿泊施設設置	事前防災として防災モール内（都市公園等）にコンテナハウス等宿泊施設を応急仮設住宅と同様に設置する。	コンテナハウス等宿泊施設により、平常時にはテレワーク・ワーケーション等滞在型施設利用、災害時には避難施設や応急仮設住宅に活用し、産官学金連携による総合的な社会的備蓄を図る。	都市公園内においては宿泊施設が営利目的とならないよう制限しており、公園施設以外の工作物を設置して占用する場合には公園管理者の許可が必要となる。	都市公園法第2条 都市公園法施行令第8条第4項 建築基準法第85条	宿泊施設について特に必要があるものとしてコンテナハウス等の防災機能を有するものの平常時設置を明確化 発災時の移動容易性を鑑み、仮設建築物としての年数制限の柔軟な運用	国土交通省	■都市公園法・都市公園法施行令 宿泊施設については、都市公園法第2条第2項及び都市公園法施行令第5条第6項に定める宿泊施設に該当すれば、営利・非営利目的を問わず、都市公園の効用を全うするものである限り公園施設として都市公園に設置することが可能です。 また、公園施設である宿泊施設が防災機能を兼ね備えることについて、都市公園法上の規制はないため、ご提案の「コンテナハウス等宿泊施設により、平常時にはテレワーク・ワーケーション等滞在型施設利用、災害時には避難施設や応急仮設住宅に活用」となる施設についても、最終的には公園管理者の判断によるものの、制度上設置が可能と考えられます。 ■建築基準法 ご提案の内容は、事前防災を目的として、防災モール内（都市公園等）にコンテナハウス等宿泊施設を平常時より設置するものと解されますが、常設される建築物については、利用者の安全性の確保等の観点から、時限的に設置されることを条件に安全上の基準等が適用除外される仮設建築物と同等に扱うことはできないと考えております。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
愛知県幸田町	3	自動走行を見据えた貨客混載等	既存集落内における貨客混載等での自動走行によるモビリティ形成	社会資本整備のためのハード整備にとらわれることなく、自動走行システムの活用によりゆっくり自動走行と小型モバイルによりラストワンマイルエリアでの交通安全を確保する。	①道路交通法による車両の歩車区分のない道路を通行する際の通行制限 ②運送に付随する少量の郵便物、新聞等の貨物輸送に制限 貨客混載は、少子高齢化や人口減少で地域の物流維持できない過疎地域に限定	①道路交通法（第18条） ②道路運送法（第82条）	①歩車共存について、交通ルールの構築と地域住民との連携を前提に明確化 ②人・モノ・情報の移動円滑化を平常時と災害時に滞りなく実施できる防災物流と人命救助のためのデュアルモード都市づくりに対する特例的な運用	警察庁 国土交通省	(④について) 道路交通法第18条第1項は、車両の通行区分についていわゆる「キープレート」の原則を定めたもので、道路上を対向する車両同士の進路を分け、かつ、道路の中央部分を空けておくことで、対向車相互のすれ違いを円滑にし、同一方向に進行する車両同士の追越しを容易にし、道路の安全と円滑を確保することを目的としています。 また、同条第2項は、歩道と車道の区別のない道路等において、歩行者の通行の安全と円滑を確保することを目的としています。 なお、個別具体の案件については、周囲の交通状況等を踏まえて総合的に判断する必要があるため一概には言えませんが、道路交通法第9条及び第10条において、歩行者用道路を例外的に一定の車両が通行できることとすることで、御指摘の件については実現可能であると認識しています。そのような場所において、車両は、特に歩行者に注意して徐行しなければならないとしており、歩行者の右側通行義務はなくなります。 貨客混載の実施に当たっては複数の制度があるところ、貴市の提案する事業が貨物自動車運送事業法の規制に抵触するか否かは、個別の運送形態についてより詳細に聞かせて頂いた上で、実質的に判断させていただきたい。
愛知県幸田町	4	モビリティサービスの自立型住宅	電動車が住宅の一室として組み込まれた住宅の開発	快適な居住空間の柔軟な移動による地域経済の活性化 モビリティ住宅でつなぐ防災・減災・防災住宅の確保による空間移動の未来型住宅の実現	平常時には居住空間として固定する建築物となることによる容積率の規制、建蔽率の規制、換気のための開口部設定の規制	建築基準法（第2条、第28条、第52条、第53条）	E V等の環境車両を住宅の一室とみなすことによる居室としての使用や車庫としての内装制限を柔軟に運用	国土交通省	貴町のご提案に対する前回までの回答のとおり、規模、形態、設置状況等から判断して、電動車が随時かつ任意に移動出来る場合、建築物に該当しないと考えられますので、特定行政庁である愛知県とよくご相談いただきたい。
愛知県幸田町	6	遠隔監視者・乗務員の免許制度の確立	自動運転車両を使用した、事業者による有償運行サービス	自動運転車両を使用した、事業者による有償運行サービスの実現と拡大	事業者の有償運行は、運転者2種免許が必要となる 車両運行及び自動走行遠隔監視において乗務員等の運転免許制限	道路交通法第85条	交通ルールのあり方を踏まえ、自動走行システムとの連携により運転者や運行管理者の付加軽減と見守り等新たなサービス提供を見据えた柔軟な運用	警察庁	「官民ITS構想・ロードマップ2020」等において、2022年度頃に限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現が可能となるように政府として目指すこととされていることを踏まえ、従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、運転免許の必要性も含めて警察庁で検討を進めているところです。
愛知県幸田町	7	バス停付近へのオンデマンド交通車両等の駐停車許可	オンデマンド交通車両等による、バス停付近を活用したモビリティサービス	既存バス停を活用した、効率的なオンデマンド交通などの実現、拡大	バス、路面電車の停留所の標識板から10メートル以内部分への駐停車禁止 旅客運送のための停留所における駐停車については限定車両に制限	道路交通法第44条	オンデマンド交通サービス等での既存バス停利用許可乗降及び運行時間調整のためのバス停等利用の明確化	警察庁	道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車（同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものを除く。）又は同法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自動車が、乗合自動車の停留所等において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するときは、一定の条件下で、道路交通法第44条第1項に規定する停車及び駐車を禁止する場所の規制から除外されております。 以上の回答に関し、御提案に係る記載内容のみでは定かたではない部分もあるため、道路運送法上の道路運送事業の種類等を具体的に明らかにして個別に警察庁に御相談ください。